

I A S B 会議報告（第 8 6 回会議）

I A S B（国際会計基準審議会）の第 8 6 回会議が、2 0 0 8 年 1 2 月 1 5 日から 1 9 日までの 5 日間にわたりロンドンの I A S B 本部で開催された。今回の I A S B 会議では、①料金規制活動（rate regulated activities）（新規議題としての提案）、②金融商品（円卓会議で取り上げられた論点の検討）、③認識の中止、④公正価値測定、⑤株式報酬（グループ企業による現金決済型株式報酬取引（国際財務報告基準（I F R S）第 2 号（株式報酬）及び国際財務報告解釈指針（I F R I C）第 1 1 号）、⑥概念フレームワーク（財務報告の目的及び質的特性に関するコメントの要約）、⑦負債（国際会計基準（I A S）第 3 7 号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）、⑧ I F R S 第 7 号（金融商品：開示）の改訂、⑨ I F R S 第 1 号（I F R S の初度適用）の改訂、⑩プライベート企業のための I F R S（従来の中小規模企業の I F R S）及び⑪ I F R S の年次改善についての検討が行われた。また、今回教育セッションはなかった。

I A S B 会議には理事 1 2 名が参加した（トム・ジョーンズ氏は一部の議論について米国から参加。また、欠員の理事が 1 名）。本稿では、これらのうち、①から④に関する議論の内容を紹介する。

1. 料金規制活動

料金規制産業ではなく、その産業に属する企業の料金規制が行われている活動に関する部分のみを取り扱う会計基準として、新たに料金規制活動プロジェクトを取り上げることが合意された。

このプロジェクトでは、料金規制産業に属する企業が、サービスを提供するためにかかった原価を料金として回収し、一定の利益を確保する（超過利益が出た場合にはそれを還元する義務を負う）という仕組みに関連する会計問題を取り扱う。具体的には、料金規制活動が他の活動とどのように異なるのかを明確にし、さらに、規制の結果認識される資産及び負債が概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たすのかどうかといった問題が検討される。プロジェクトでは、2 0 0 9 年 2 月にプロジェクトの範囲などの議論を開始し、2 0 0 9 年 5 月に公開草案を公表することを目標として作業が進められる予定である。

2. 金融商品

I A S B は、F A S B（米国財務会計基準審議会）と共同で、金融危機への対応の一環として、金融商品の財務報告に関する問題点に関する円卓会議を、2 0 0 8 年 1 1 月から 1 2 月にかけて世界の 3 地域で開催（1 1 月 1 4 日にロンドン、2 5 日に米国ノーウオーク、1 2 月 3 日に東京で開催）した。そこでは、I A S 第 3 9 号（金融商品：認識及び測定）

及び I F R S 第 7 号（金融商品：表示）に関して早急に改訂すべき項目や中長期的に取り扱うべき項目にどのようなものがあるかなどについて関係者の意見聴取が行われた。

これを受けて、円卓会議で議論された論点やそこで表明された提案などを議論するため、今回は、次の議論が行われた。

- (a) 金融商品の減損
- (b) 公正価値オプションの対象、適格要件及び再分類
- (c) 公正価値測定のガイダンスの必要性
- (d) その他の論点（I A S 第 3 9 号と I F R I C 第 9 号（組込みデリバティブの再評価）との関係及び債務担保証券（C D O）への投資の会計処理の明確化）

これらの議論を受けて、2つの公開草案（負債金融商品に関する開示の充実のための公開草案及び再分類時の組込みデリバティブの分離に関する公開草案）を公表することが決定され、2008年12月末までにこれらが公表された。また、それ以外の指摘事項については、2008年11月に議題として取り上げることが決定された現行の I A S 第 3 9 号を簡素化するためのプロジェクトで取り上げることが暫定的に合意された。このプロジェクトでは、2008年3月に金融商品会計基準の複雑性を低減するための提案として公表されたディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減（Reducing complexity in reporting financial instruments）」の内容を基として、金融商品の認識及び測定に関する規定の見直しを図ることとしている。

(1) 減損の会計処理

円卓会議では、2つの議題が検討された。ひとつは、金融資産の測定方法が、償却原価法、原価法又は売却可能金融資産かによって、現在それらをベースにしていつ減損を認識しどのように減損を振り戻すかなどについて複数の減損モデルがある点で、これらを統合したすべての金融資産に適用される単一の減損モデルの開発の必要性が指摘された。また、もうひとつは、減損の意味及び減損の当期利益への影響に関する問題である。例えば、貸付金及び債権と売却可能金融資産では、減損の測定及びその結果当期利益で認識される金額が異なっている。すなわち、前者は発生損失モデル（incurred loss model）を採用しており、減損は、簿価（償却原価）と将来キャッシュ・フロー（現時点で発生していない将来の信用損失を除く）を当初の実効金利で割り引いた金額との差額として認識される。このため、期待キャッシュ・フローの見積りの変動の一部や契約後の金利の変動が反映されない。しかし、後者では、減損は、簿価と公正価値の差額として認識される。財務諸表の作成者の多くは、発生損失モデルを支持したが、ほとんどの利用者は公正価値による減損の認識を支持した。

議論の結果、この問題に対する迅速な対応案を2009年初めまでにまとめてボードに提示するというスタッフからの提案が暫定的に合意された。その中には、売却可能金融資産に区分される持分金融商品の減損認識のトリガー及び一旦認識された減損の振り戻しを当期

利益を通して認識することを認めるかどうか（現行 I A S 第 3 9 号では、売却可能金融資産に区分される持分金融商品の減損の振戻しを当期利益を通じて行うことは禁止されている）という論点が含まれる。なお、負債金融商品の減損に関連する議論は次項を参照されたい。

(2) 負債金融商品に関する開示の拡充

円卓会議では、負債金融商品の減損の測定に関して、①貸付金及び債権と満期保有目的に区分されているものと②売却可能金融資産に区分されているものでは、同じ負債金融商品でありながら減損の計算方法が異なることが指摘された。現行 I A S 第 3 9 号では、前者では、減損は簿価（償却原価）と将来キャッシュ・フロー（現時点で発生していない将来の信用損失を除く）を当初の実効金利で割り引いた金額との差額として認識されるが、後者では、簿価と公正価値の差額として認識される。これを解決するために参加者が提案したのは、売却可能金融資産で認識される減損（簿価と公正価値との差額）をさらに①発生損失と②それ以外の損失に分けることであった。財務諸表の作成者は、発生損失のみを当期利益で認識し、残りはその他包括利益で認識することを選好し、利用者は、減損全額を当期利益で認識することがより目的適合的であり、分解情報は包括利益計算書の注記として開示すべきであると主張した。

議論の結果、負債金融商品の保有目的区分ごとに適用されている測定属性（償却原価法及び公正価値測定）が異なることによって、比較可能な情報が提供されていないことから、これを改善するため、減損損失に関する情報よりも拡充された次のような情報を提供することが適切との判断に達し、この内容で公開草案を公表することが決定された。公開草案「負債金融商品への投資（I F R S 第 7 号の改訂提案）は、2008年12月23日に公表されたが、発効日として2008年12月15日以降に終了する事業年度を提案しているため、2009年1月15日までという短期間の公開期間が設定されている。なお、F A S B も同様の内容の公開草案を2008年12月24日に公表した。

①公開草案における負債金融商品への投資に関する追加情報開示

企業は、損益を通して公正価値で測定するという区分以外に区分されているすべての負債金融商品への投資について、注記において表形式を用いて、次の開示を行う。

- (a) 負債金融商品があたかも次のような状況にあった場合に計算される税引前損益（仮定計算に基づく損益を開示する）
 - (i) 損益を通して公正価値で測定するという区分に区分されていた場合
 - (ii) 償却原価法で会計処理されていた場合
- (b) 比較が可能な方法で負債金融商品に関する次の金額を開示する（財政状態計算書の残高について仮定計算に基づく数値を開示する）
 - (i) 財政状態計算書上の簿価
 - (ii) それらの公正価値

(iii) それらの償却原価

②表形式による開示例

上記の要求を表形式で示した例示は次のとおりである。

【損益関連情報】

	20X1 年	
	各シナリオにおける税引前損益	
・もしすべての負債金融商品が損益を通して公正価値で測定するという区分に区分されていた場合	XX	
・もしすべての負債金融商品（損益を通して公正価値で測定するという区分以外のもの）が償却原価で会計処理されていた場合	XX	

【簿価関連情報】

負債金融商品投資の区分	20X1 年 12 月 31 日現在		
	財政状態計算書上の簿価	公正価値	償却原価
貸付金及び債権	XX	XX	XX
満期保有目的投資	XX	XX	XX
売却可能金融資産	XX	XX	XX
合計	XX	XX	XX

(3) 公正価値オプション

円卓会議の参加者からは、公正価値オプションの対象が、IASBとFASBで異なっている（米国財務会計基準書（SFAS）第159号（金融資産及び金融負債に対する公正価値オプション）では、金融商品でない保険契約や製品保証などが公正価値オプションの対象となっている）ことから、両者の対象を一致させるべきとの指摘があった。

また、IAS第39号では、当初認識時に公正価値オプションを選択できるためには、3つの適格要件（①会計上のミスマッチを解消するものであること、②対象となる金融資産又は金融負債が公正価値に基づいて管理され、評価されていること、及び③対象となる金融資産又は金融負債が組込みデリバティブを含んでいる場合には企業がその全体を一つと見て会計処理すること）のいずれかを満たしていなければならないとされているが、SFAS第159号にはそのような適格要件はない。そのため、参加者からは、適格要件をなくすべきとの指摘があった。IASBが、公正価値オプションを導入した際には、導入の制限を課すことによる評価のためのコストと公正価値オプションが乱用される懸念とを勘案して適格要件を設定した経緯がある。

IAS第39号でもSFAS第159号でも、一旦公正価値オプションを導入するとその後の再分類（他の区分への振替え）を認めていない。しかし、円卓会議の参加者からは、当初採用後に当初の企業の保有意図が変更となった場合には、他の区分に振り換えることを認めるようにすべきことが主張された。一方、財務諸表の利用者のほとんどは、再分類

に反対していた。

このように公正価値オプションの見直しは多岐の分野にわたるため、スタッフからはこれらを全体として見直すべきことが提案された。議論の結果、減損会計の見直しと同様にこの問題も金融商品会計基準の見直しプロジェクトにおいて迅速に対応することが暫定的に合意された。

(4) 再分類時の複合金融資産に含まれる組込みデリバティブの分離

2008年10月13日に、IASBは、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂をまとめた「金融資産の再分類」を公表した。円卓会議では、この改訂を、組込みデリバティブが含まれる複合金融資産 (hybrid financial asset) の再分類に適用するときに、再分類時に、組込みデリバティブをホスト契約から分離すべきかに関する評価 (assess) を行わなければならないかどうかについて明確でなく、IFRIC第9号 (組込みデリバティブの再評価) との関係を明確化すべきであるとの指摘があった (そうしなければ、これを巡って多様な実務が形成される恐れがあると指摘された)。IFRIC第9号では、組込みデリバティブの分離の可否の判定を契約の当事者になる当初時点においてのみ行い、それ以降では、キャッシュ・フローを大きく修正する契約条件の変更がある場合を除いて再評価 (reassess) することを禁止している。論点は、再分類時にも組込みデリバティブのホスト契約からの分離を評価すべきかどうか、評価する場合、契約当初又は再分類時のいずれの状況で分離の判断を行うのかというものである。

議論の結果、多様な実務が形成される前に不明確な点を明確にすべきとされ、IFRIC第9号及びIAS第39号を改訂するため、次の内容を持つ公開草案を公表することが合意された。その後、公開草案「組込みデリバティブ (IFRIC第9号及びIAS第39号の改訂提案)」は、2008年12月22日に公表されたが、発効日として2008年12月15日以降に終了する事業年度を提案しているため、2009年1月21日までという短期間の公開期間が設定されている。

次に示す改訂内容のうち、(a)と(b)はIFRIC第9号の改訂内容であり、(c)はIAS第39号の改訂内容である。

- (a) 複合金融資産を、損益を通して公正価値で測定するという区分以外の区分に再分類するときには、企業は、組込みデリバティブがホスト契約から分離することが要求されているかどうかを評価しなければならない。
- (b) 当該評価は、企業が初めて契約の当事者になる時点における状況を基にして行われなければならない。
- (c) 分離すべき組込みデリバティブの公正価値が信頼を持って測定できない場合には、複合金融商品全体は、損益を通して公正価値で測定するという区分に留め置かなければならない。

(5) 取り上げないこととした論点

円卓会議で指摘された論点のうち、次のものについては、現時点では、追加ガイダンスは不要であると暫定的に判断された。

- (a) 売買目的保有の定義
- (b) 債務担保証券（CDO）への投資の会計処理の明確化
- (c) 市場が活発でなくなった場合の金融商品の測定

3. 認識の中止

このプロジェクトでは、IAS第39号にある金融商品の認識の中止に関する規定の改訂のための公開草案を2009年3月又は4月に公表することを目指して議論が行われている。

これまでの議論では、認識の中止に関する2つのモデルに対するボードメンバーの支持がほぼ拮抗しているため一つに絞り込むことができず、公開草案では、これら2つのモデルを示してコメントを募ることとされている。このため、2つのモデルが同時に検討されている。

今回は、①プットオプションと「譲渡できる実際上の能力 (practical ability to transfer)」との関係、②アプローチ1について、譲渡人の視点で一貫した認識の中止モデルを採用する代替案の検討及び③金融負債の認識の中止の3点について議論が行われた。

(1) 2つのモデル

現在検討されている認識の中止に関する2つのモデルは次のとおりである（図表参照）。

(a) アプローチ1

次のいずれかの条件を満たした場合には、資産及びその構成要素（資産の一部であればどのような部分であってもよい）の認識の中止を行う（判定は、下記の順序で行う）。

- ① 譲渡人が資産に対する継続的関与を有しない。
- ② 譲受人が、
 - (i) 自分自身の便益のために資産を譲渡できる実際上の能力を有している。
 - (ii) 自分自身の判断でかつ譲渡にあたり追加の制約を課す必要がない状況で当該実際上の能力を行使することができる。
- ③ 譲受人が、現在、自分自身の便益のために、資産の経済的便益に対するその他のアクセスを有している。

(b) アプローチ2

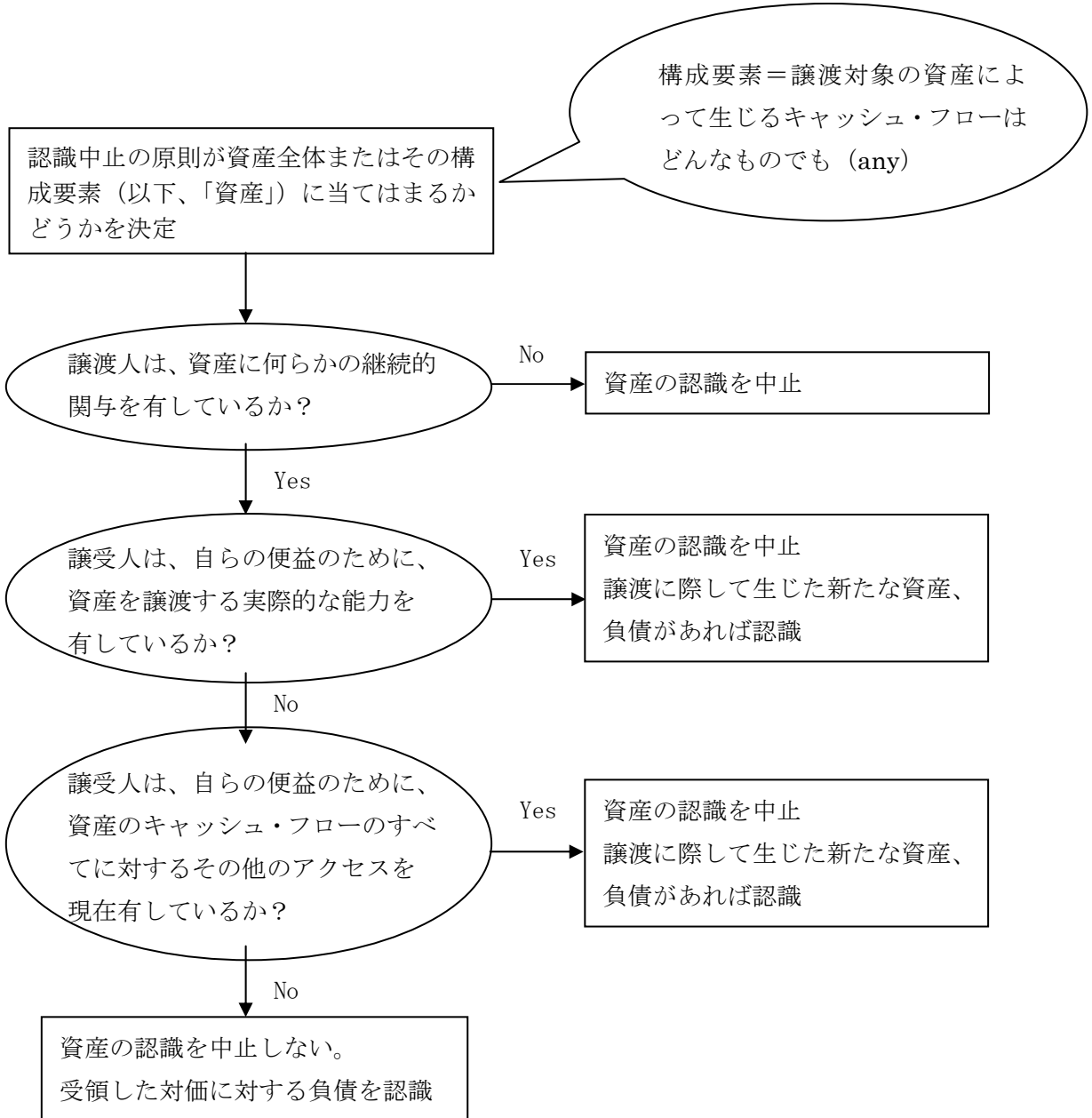
上記アプローチ1に次の修正を加えるアプローチである。

- ① 上記③の質問を削除する。
- ② 「資産の構成要素」をIAS第39号第16項が定義する「構成要素」に限定する（ア

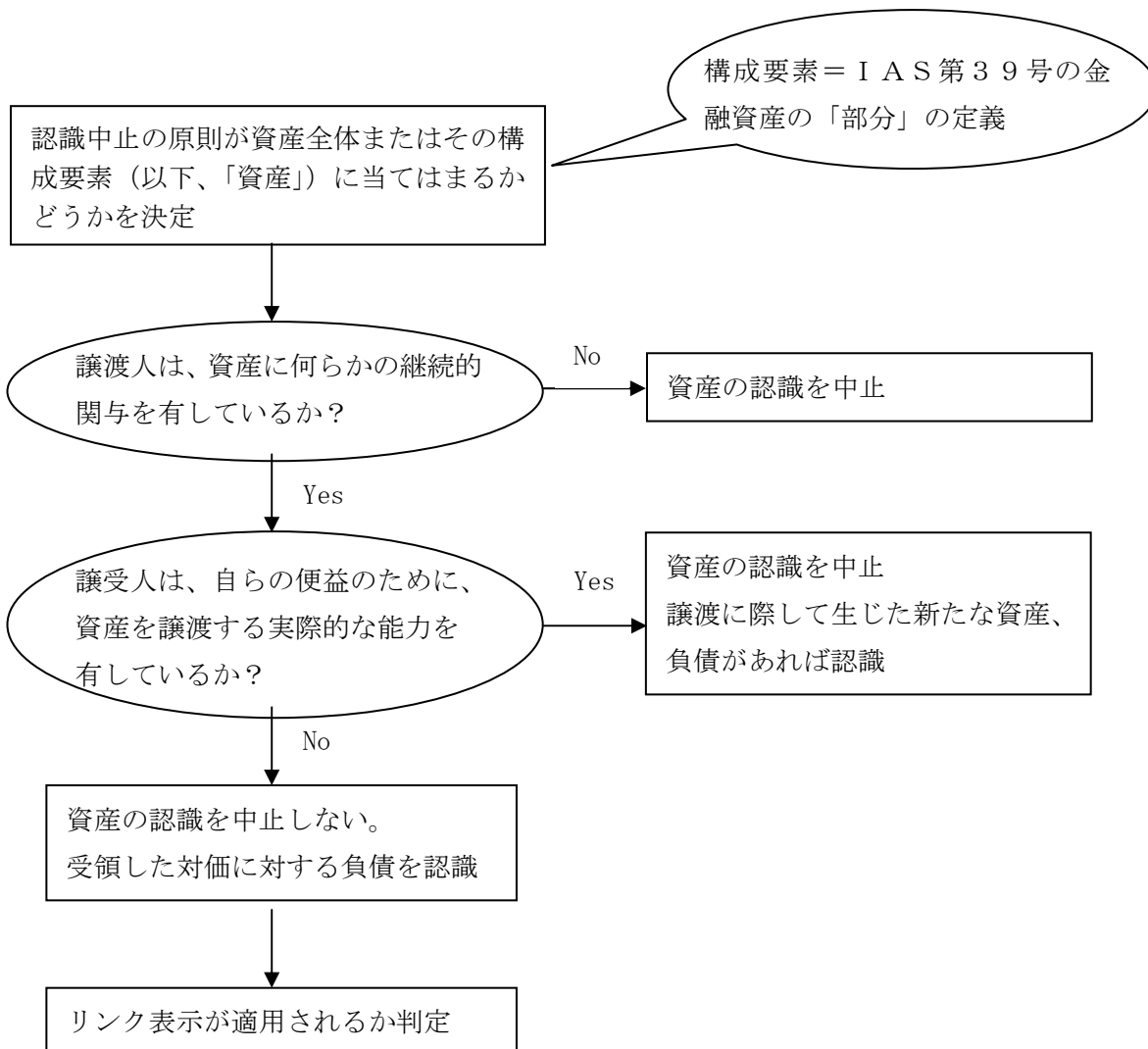
アプローチ1では、資産の構成要素であればどのようなものでもよい)

- ③ 新たに「リンク表示 (linked presentation)」を導入し、関連する資産と負債を純額表示することを認める。

アプローチ1



アプローチ2



(2) プットオプションと譲渡できる実際上の能力との関係

アプローチ1及び2において、「譲受人は、自らの便益のために、資産を譲渡する実際的な能力を有しているか?」という質問がある。譲渡人が容易に入手できない金融資産をプットオプション付きで譲渡した場合、譲受人は、資産を譲渡する実際的な能力を有していないので、譲渡人は当該金融資産の認識の中止ができないとされている。これに対して、ボードメンバーの中からさらにこの問題を明確にすべきであるとの指摘があったため、今回議論が行われた。特に、プットオプションを譲受人が保有している場合、譲受人は、権利のみを有しており、義務を有しておらず、譲渡人に認識の中止を認めてもいいのではないかとの疑問が呈されていた。

譲受人が譲渡人に対して、資産を売り戻すことができるプットオプションを有している場合、当該資産が容易に入手できる場合を除いて、プットオプションを行使するために当該

資産が必要であり、譲渡してしまうと権利行使の機会を失うことになる。このため、プットオプションの存在により譲受人の譲渡する能力が制限を受けている。また、プットオプションに価値がある場合には、譲受人がそれを譲渡することに制約があると言わざるを得ない。なぜなら、譲受人は、同様な条件を付けるか又は何からの制約を課さずに譲渡できないからである。このような検討を経て、スタッフは、このような状況の場合には、譲渡に対する経済的制約があり、譲受人に譲渡できる実際上の能力があるとはいえない、したがって、認識の中止の中止ができないと考えるべきであるとの従来からの考え方を変更しないとの提案を行った。議論の結果、この提案が了承された。

アプローチ2の場合には、認識の中止のためのテストは、この段階で終了するので、プットオプション付の容易に入手できない資産の認識の中止は行われぬ。しかし、アプローチ1の場合には、譲渡できる実際上の能力がないと判断されても、次の段階のテストで、「譲受人は、自らの便益のために、資産のキャッシュ・フローのすべてに対するその他のアクセスを現在有しているか？」を満足させれば認識の中止を行うことができる。

(3) アプローチ1における譲渡人の視点に基づく代替的モデル

現在検討されている2つのアプローチでは、認識の中止テストは、譲渡人の継続的関与があるかどうかの判定を行い、継続的関与があるとされた場合には、視点を譲渡人から譲受人に変え、譲受人が自らの便益のために、資産を譲渡する実際的な能力を有しているかどうかを判定するというプロセスを採用している。2008年11月の議論では、このように途中で視点を譲渡人から譲受人に変更して判定することが効率的かどうか議論され、アプローチ1について、譲渡人の視点で一貫した認識の中止モデルを採用するとこのモデルがより改善するかどうかを検討することがスタッフに指示されていた。これを受けて、今回スタッフから3つの代替的モデルの提示があり、議論の結果、別図に示す譲渡人の視点に基づくモデルを採用することが暫定的に合意された。

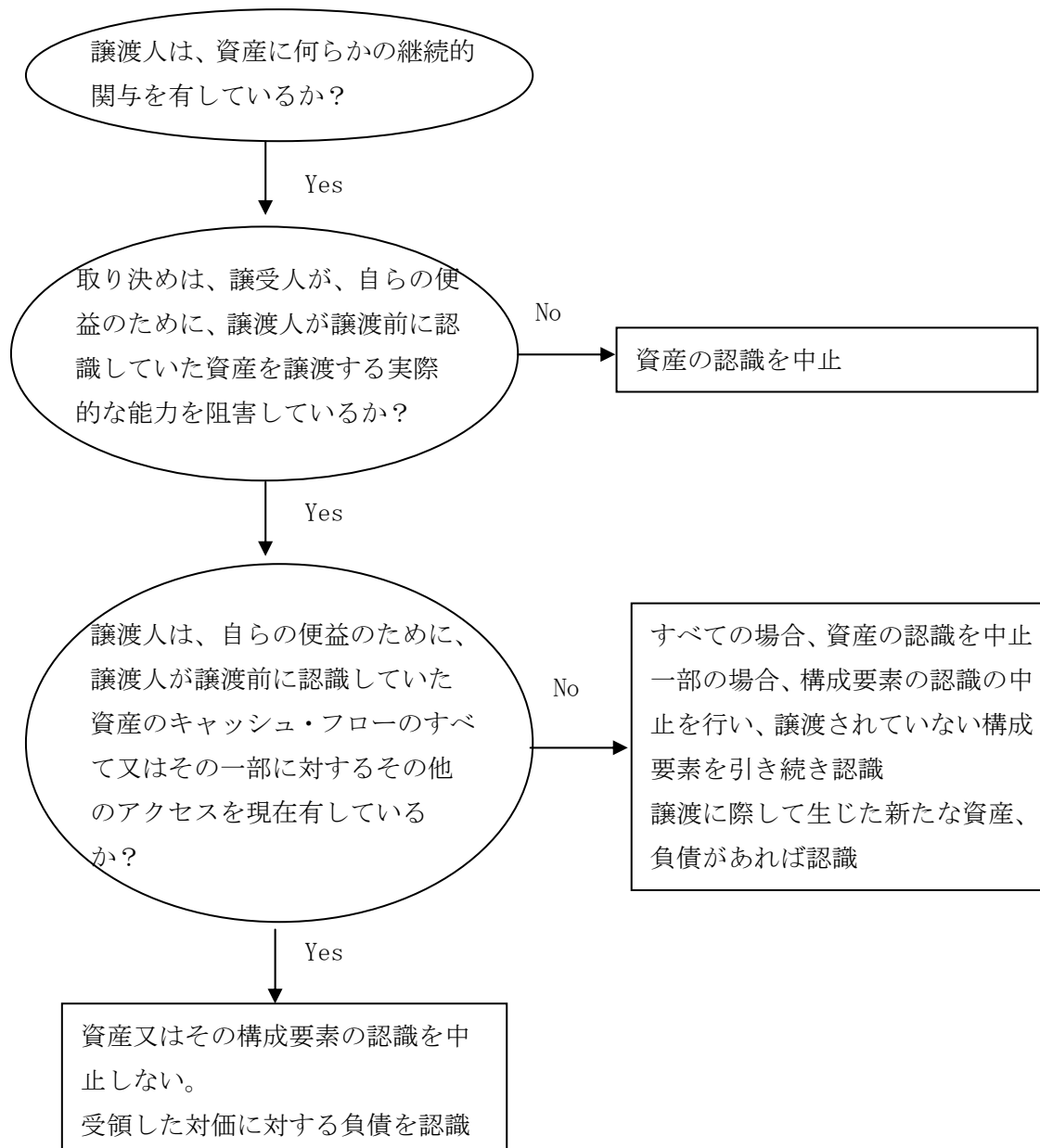
(4) 金融負債の認識の中止原則

金融負債の認識の中止に関して、IAS第39号は、法的解放アプローチ（legal release approach）を採用している。法的解放アプローチでは、金融負債の法的な状況（債務者が契約上の義務から解放されたかどうかを法律的観点から判断する）が認識の中止の鍵となる。このアプローチでは、法律上強制力のある契約上の義務があるかどうかに基づいて、認識の中止が判定されるため、認識の中止の時点がはっきりしているという利点があるものの、国によって債務者が契約上の義務から解放される時点が異なる可能性があり、また、金融資産と金融負債の認識の中止に対称性がないなどの問題がある。このため、スタッフから、金融負債の認識の中止に関する原則として次のものが提案され、これが暫定的に合意された。

企業は、金融負債又はその一部が企業の負債でなくなったときに（すなわち、現在の債務

がなくなり、そして、企業が、当該債務に関して経済的資源の移転を求められなくなるときに) 認識の中止を行う。

改訂されたアプローチ 1



(5) 金融資産と金融負債の認識の中止の相互関連

ここでは、3つの例が議論された。

- ・ リコース付の担保付負債
- ・ リコースなしの担保付負債
- ・ 譲渡ではない担保契約（証券貸与契約、現先取引など）

議論の結果、上記リコース付の担保付負債及び譲渡ではない担保契約（証券貸与契約、現先取引など）については、次の点が暫定的に合意された。

- (a) リコース付の担保付負債の場合、負債及び担保として提供された資産は、担保なしの負債及び担保に提供されていない資産と同じように会計処理する。これは、担保提供契約は担保となっている資産には影響するが、担保付負債自体には影響しないからである。
- (b) 借入人が担保提供資産から受領する便益に制約が課せられている場合には、その内容は注記などで開示すべきである。
- (c) 容易に入手可能な金融資産を対象とする証券貸与（security lending）及び現先取引（repo）は、認識の中止に適格であるとすべきである。

なお、リコースなしの担保付負債の会計処理については、スタッフからは、担保資産と担保付負債の認識の中止を行う取扱いが提案されたが、結論に至らなかった。今後引き続き議論される予定である。

4. 公正価値測定

今回は、次の項目について議論が行われた。

- (a) 防御的無形資産（defensive intangible assets）
- (b) 参照市場（reference market）
- (c) 評価前提（valuation premises）
- (d) 当初の損益（day 1 gains and losses）
- (e) 資産及び負債に対する制約
- (f) 最有効使用方法変更オプション（highest and best use change of use option）
- (g) 信用状態の影響の測定
- (h) 負債の公正価値の定義

(1) 防御的無形資産

防御的無形資産は、企業結合において、その取得者が、競争上の理由等から、取得した資産（例えば、R&D 無形資産）を使用しない、あるいは他の市場参加者とは異なる方法で使うかもしれないために取得する資産である。IFRS第3号（企業結合）では、取得者は当該資産を他の市場参加者による使用に基づいて決定された公正価値で測定しなければならないとされている。これに関して、次のとおり暫定的に合意された。

- (a) I F R S 第 3 号の防御的無形資産に関する取扱い（無形資産として認識し、公正価値で測定する）を再確認する。
- (b) すでに公正価値をどのように算定するかという実務が醸成されているので、防御的無形資産を公正価値で測定するための明確な（explicit）評価ガイダンスを提供しない。
- (c) 当初認識後の測定に関する会計処理については触れない。
- (d) 防御的無形資産に関する追加の開示は求めない。

(2) 参照市場

企業がアクセスを有する市場が複数ある場合、公正価値を測定するベースとして用いる市場を参照市場という。2006年1月に公表したディスカッション・ペーパー「公正価値測定」では、予備的見解として、主要な市場（principal market）を、それがいない場合には最も有利な市場（most advantageous）に基づくこととしていた。

主要な市場は、資産又は負債の取引量や活動レベルが最大となるような、報告企業による資産の売却又は負債の譲渡が行われる市場をいい、最も有利な市場は、報告企業が関連する市場における取引コストを考慮した上で、資産の売却による受領金額を最大化し、又は負債の譲渡に対して支払われる金額を最小化するような価格で資産の売却又は負債の譲渡が行われる市場を指している。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公正価値測定に当たっては、最も有利な市場で取引が行われると仮定する。
- (b) 企業は、最も有利な市場を識別するために、すべての可能性のある市場を調査する必要はない。企業は、他に最も有利な市場が存在するという証拠がない限り、主要な市場を最も有利な市場と見なすことができる。
- (c) 観察可能な市場がない場合には、企業は、企業が資産を売却又は負債を譲渡する取引を行うであろう市場参加者の特徴を考慮しなければならない。

(3) 評価前提

ここでは、公正価値測定は、市場参加者が、ある資産からの価値を極大化するために、当該資産を他の複数の資産と組み合わせてグループとして使用しているのか（使用「in-use」）、又は単独で使用しているか（交換「in-exchange」）を決定するという前提で行うべきかどうか、また、負債についても同様のことが言えるのかどうかについて検討している。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 公正価値測定では、市場参加者が、資産の価値を使用によって極大化するのか（使用）又は単独で用いることで極大化するのか（交換）を考慮する。公開草案では、これらの概念と現在出口価格概念との関係を明確化する。
- (b) 評価前提及び最有効使用という概念は、負債や金融資産に対しては目的適格的ではない。
- (c) 公開草案では、出口価格は、資産の使用や第三者への譲渡によって経済的便益を創出す

る市場参加者の能力を考慮するものであるという事実に焦点を当てるべきであるが、公正価値の定義では、この点には触れないこととする。

- (d) 使用価値 (value in use) 等の類似の表現との混同を避けるため、使用 (in-use) 及び交換 (in-exchange) という用語を他の用語とは置き換えるべきとの指摘もあるが、公開草案では、資産評価の分野で用いられているこの用語を用いることとする。

(4) 初日の損益

当初認識時に公正価値による測定が求められている場合、その時点で損益を認識することを許容すべきかどうか論点である。スタッフからは、①初日の損益の認識を禁止する、②観察可能な市場からの入力によって公正価値が測定された場合にのみ初日の損益の認識を認める (IAS第39号アプローチ) 及び③観察可能でない入力を用いて公正価値が測定された場合でも初日の損益の認識を認める (SFAS第157号アプローチ) の3つの提案があった。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 初日の損益の認識を認めるかどうかは、今後、当初認識時に公正価値での測定を求める又は認める各IFRSを個別に検討して判断する。
- (b) 取引価格は、次の場合を除き、資産又は負債の当初認識時の公正価値の最良の証拠である。
- ・ 取引が関連当事者間で行われた場合。
 - ・ 強制売却取引又は売り手が取引価格を承諾せざるを得ない取引。
 - ・ 取引価格が表す会計単位が、公正価値で測定される資産又は負債の会計単位と異なる場合。
 - ・ 取引が行われた市場が、報告企業が資産を売却又は負債を譲渡するであろう市場と異なっている場合。
- (c) 取引価格が当初認識時の公正価値を表していないという証拠がある場合には、当初認識時の公正価値が観察可能でない入力によっている場合でも、企業は初日の損益を認識する。
- (d) 企業が初日の損益を認識した場合には、次の事項を開示しなければならない。
- ・ 事業年度において当初認識時に認識した初日の損益の額及び公正価値測定が公正価値のヒエラルキーのどのレベルにあるか。
 - ・ 当該取引価格が公正価値の最良の証拠ではないと企業が決定した理由
 - ・ 企業の価格検証手続及びレビュープロセス及びそれらを取り巻く統制環境 (control environment) を含む情報。

(5) 資産及び負債に対する制約

資産及び負債に課された制約がある場合、どのように考えるかについて議論が行われ、議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) 資産の使用や売却に関する制約が市場参加者に譲渡できるものである場合、その制約は資産の属性であり、資産の公正価値測定に反映すべきである。一方、資産に対する制約が市場参加者の買い手に譲渡できない場合、それは資産の公正価値に影響を及ぼさない。制約が資産の属性である場合、市場参加者はその資産を使用したり、最終的に売却したりする際に、同様の制約に直面するため、非制約資産に対して支払う価格よりも低い価格を自発的に支払うと考えられる。一方、制約が資産の属性ではなく、資産の現在の保有者に特有の属性である場合、その制約は市場参加者に移転されないため、その制約は市場参加者が資産に対して自発的に支払う価格に影響を及ぼさないと考えられる。
- (b) 負債に対する制約は公正価値に影響しない（S F A S 第 1 5 7 号は、負債の制約について扱っていない）。負債の公正価値は、資産とは異なり、市場性（marketability）の関数ではなく、パフォーマンス（負債から解放されるためには何らかの行為が必要である）の関数である。市場参加者である譲受人は、決済のための行為をしなければならず、負債を引き受けるに当たって要求する金額を決定する際には、その点を考慮するであろう。
- (c) レベル 1 インプットの定義では、個別の資産又は負債に関する活発な市場とは、報告企業が測定日に「アクセスできる能力」を持つ市場であるとされている。制約のある資産に対して、制約がない場合の活発な市場が存在している場合には、「アクセスできる能力」とは、制約がない資産の活発な市場にアクセスできるかどうかを意味している。企業が、測定日において必ずしも資産を売却できる必要はない。

(6) 最有効使用方法変更オプション

2008年9月のIASB会議では、市場参加者による最有効使用の方法が、企業の現在の資産の利用方法と異なる場合には、市場参加者が見込む最有効使用による公正価値を、①現在の利用方法に基づく公正価値と②企業が、市場参加者が見込む最有効使用に変更する能力を示す「利用方法変更オプション（change of use option）」に分けて表示することが暫定的に合意されている。例えば、工場敷地と工場があり、企業は、現在工場として利用しているが（敷地と工場の期末での公正価値を130,000と仮定する）、工場を撤去し、この敷地をマンションとして利用した場合（その場合の公正価値は、305,000で、工場の撤去費用が5,000と仮定）の方が最有効使用であると市場参加者が判断している場合には、市場参加者が見込む公正価値（300,000=305,000-5,000）を、①現在の利用方法に基づく公正価値（130,000）と②利用方法変更オプション（170,000=300,000-130,000）に区分して表示することになる。

今回この問題が改めて取り上げられ、議論された。議論の結果、2008年9月の暫定合意が再確認された。

(7) 信用状態の影響の測定

公正価値測定のディスカッション・ペーパーでは、負債の公正価値には、負債に関連する不履行リスク（信用状態を含む）を反映すべきであるとの予備的見解を示している。今回、この問題が改めて議論され、議論の結果、予備的見解が改めて確認された。また、多くのコメントで、負債の公正価値に不履行リスクを含めることが意思決定に有用な情報を提供するのかという疑念が提起されていることから、負債の公正価値測定に不履行リスクを含めるかどうかという問題は、公正価値の測定を扱うこのプロジェクトの範囲ではないものの、この問題のみを扱う独立した文書を作成し、コメントを求めることが暫定的に合意された。

(8) 負債の公正価値の定義

現在の I F R S における負債の定義では、「必要な知識を有する自発的な当事者間において、独立第三者間取引条件で負債が決済され得る金額」とされている。一方、S F A S 第 1 5 7 号及び公正価値測定のディスカッション・ペーパーの予備的見解では、「測定日現在において、市場参加者間の秩序ある取引において負債を移転するために支払われるであろう価格」と定義することを提案している。

移転概念を用いることの長所として、①測定日現在で移転が行われるとみなされていることが明確になる、②企業固有ではなく、市場ベースであることが明確になる、③特定のカウンターパーティーが存在しない場合（資産除去債務など）でも機能する及び④リスクや利益の調整なしに市場参加者は負債を引受けないという事実を反映しているなどがあげられる。一方、短所として、①企業は一般的に負債を移転せずに決済する及び②負債に対する観察可能な市場価格がほとんど存在しないという事実が反映されていないという指摘がある。

改めて議論した結果、ディスカッション・ペーパーでの予備的見解が確認された。また、公開草案では、移転価格が何を表すのか（相手方との決済金額とどのように関連するのかを含む）を説明し、観察可能な市場価格がない場合どのように負債の公正価値を測定するのかについてのガイダンスを提供することが暫定的に合意された。

さらに、現行 I F R S において負債の公正価値測定というときに、それぞれの I F R S で負債の移転価格が念頭に置かれていたのかどうかを 2 0 0 9 年 1 月に検証し、もし、そのような意図がない場合には、当該 I F R S の負債の測定をこのプロジェクトから除外するかどうかを検討することとされた。

以 上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。